



## 指定障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく監査の結果、人員基準違反及び不正請求が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり指定取消処分を行います。

## 記

## 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ステラ  
(2) 代表者 代表取締役 毛涯 弘子  
(3) 所在地 浜松市中央区笠井町148-4  
(4) 対象事業所等

事業所名	定員	所在地	指定日	サービス種別
アマリスII	10	中央区笠井町156-3	R2.9.1	放課後等デイサービス※

## ※放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行う。

## 2 処分の内容

指定の取消（指定取消年月日：令和6年4月30日）

## 3 処分の理由

- (1) 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）  
ア 令和2年10月1日から令和5年3月31日までの間、児童指導員又は保育士を2名配置しなければならないところ、1名しか配置していなかった。  
イ 令和2年11月1日から令和5年3月31日までの間、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置していなかった。
- (2) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）  
ア サービス提供職員の配置要件を満たしていないにも関わらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず給付費を請求し、受領した。  
イ 児童発達支援管理責任者の配置要件を満たしていないにも関わらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず給付費を請求し、受領した。  
ウ 児童発達支援管理責任者の配置要件を満たしていない場合、児童指導員等加配加算が取得できないにも関わらず請求し、受領した。

#### 4 経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費の返還を求めるほか、法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求しました。これら返還金等は全額弁済を受けています。

事業所名	不正請求額	加算額 (40%)	合計
アマリリスⅡ	22,790,345 円	9,116,138 円	31,906,483 円

#### 5 利用者の状況

利用者及び保護者の意向を踏まえて、他の事業所への引継ぎを行う等、必要な支援が継続的に提供されるよう事業者に対し指導しています。

#### 6 その他

- ・役員は、法第 21 条の 5 の 15 の障害児通所支援事業の指定の欠格者となり、新規指定等を受けることができなくなります。
- ・法人の所在地では、高齢者や障がいのある児童が利用する事業所を運営していますので、取材の際はご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・アマリリスⅡの所在地では、現在、株式会社ステラとは一切関係のない法人が、障がいのある方が入居するグループホームを運営していますので、取材はお控えいただきますようお願いいたします。